

佐久市佐久平交流センターの指定管理に関する質問に対する回答表

回 答 日：令和8年9月28日

担 当 課：社会教育部 文化振興課

No.	受付日	質問内容	回答
1	9月15日	① 仕様書(別表1)業務内容 ・利用料金の収入に関して、現状QRコード決済等は導入されているのでしょうか。また、各室のWi-Fi環境の整備状況についてご教示ください。	(利用料金について) 現時点では、クレジット決済を導入しています。 1万円未満の利用料については現金対応としています。 (Wi-Fi設置室) 2階: 第1～4会議室 3階: 情報研修室、視聴覚室、 文化教養室第1・第2 ※Wi-Fiは指定管理者で設置したものです。
2	9月15日	② 仕様書(別表1)設備等保守点検に関する こと ・建築物環境衛生関係の項目に建築物環境衛生管理技術者の選任の記載がありませんが、指定管理者側で選任するのでしょうか。	建築物環境衛生管理技術者の選任は、指定管理者で行うこととなります。
3	9月15日	③ 自主事業実績 ・過去3年分の自主事業実績(自主事業の開催内容)をご教示ください。	【別紙1】のとおりです。
4	9月15日	④ 収支決算書 ・過去3年分の収支決算書、自主事業収支決算書の開示をお願いします。	【別紙2】のとおりです。
5	9月15日	⑤ 稼働率と利用状況 ・過去3年分の各室の稼働率などの利用状況をご教示ください。	【別紙3】のとおりです。
6	9月15日	⑥ 修繕履歴 ・過去3年分の修繕履歴をご教示ください。	【別紙4】のとおりです。
7	9月15日	⑦ 人員配置 ・現在の人員配置をご教示ください。	「施設の概要書」を参照ください。。
8	9月15日	⑧ 自主事業 ・自主事業実施時の施設利用料金は減免の対象となるのでしょうか。ご教示ください。	指定管理者が行う自主事業は減免の対象となります。

No.	受付日	質問内容	回答
9	9月15日	⑨ 自動販売機 ・指定管理者は自動販売機の設置は可能でしょうか。可能な場合は、自動販売機の設置状況と行政財産目的外使用料についてご教示ください。	自動販売機は設置可能です。 (現在5台です。) 使用料は、「佐久市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例 第4条(3)」により減免としております。
10	9月15日	⑩ シェアリングサービス ・現在実施している駐車場シェアリングサービスの概要と収支をご教示ください	第2駐車場の一部(15~30台程度)を駐車場シェアリングサービスとして活用しております。 収支については、令和8年6月下旬から稼働を開始したため、現在ご提示できる実績はありません。
11	9月15日	⑪ 光熱費について ・過去3年分の光熱水費の内訳をご教示ください。また、空調機の更新および太陽光発電機器を新設されていると伺いましたが、設置により見込まれる光熱費の見込額や削減率等についてご教示ください。	光熱水費は【別紙5】のとおりとなります。 空調機の更新および太陽光発電設備による光熱費の見込率や削減については、現在整備中のため提示できるものではありません。工事は令和8年度内に完了予定です。
12	9月15日	⑫ 再委託先について ・現在の管理者が再委託している事業社名とそれぞれの委託先企業名および委託金額をご教示ください。	再委託につきましては、指定管理者が行う契約になりますので、事業社名や委託金額は提示できません。 委託項目は【別紙6】のとおりです。 委託料は【別紙2】のとおりです。
13		以下 余白	以下 余白
14			
15			